

【2月・3月の行事】

- 2 / 2, 3 司法面接法研修会 第2クール2回目 (道児相・札幌児相)
- 2 / 18 イリット・ハシュコビッツ教授 (イスラエル, ハイファ大学) 講演会
- 2 / 26 第11回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)
- 3 / 12 第12回 司法面接研究会 (道児相・札幌児相)
- 3 / 16 JST子どもの安全領域シンポジウム (東京)
- 3 / 18-20 American Psychology-Law Society Conference (カナダ, バンクーバー)
- 3 / 26-28 日本発達心理学会第21回大会 (神戸国際会議場)

【12月・1月の行事報告】

12 / 11. 1 / 15

司法面接研究会 第9回・10回

12月の定例研究会は、「平成21年度思春期精神保健ネットワーク会議」にオブザーバー参加させていただきました。1月には、事例検討を行いました。

12 / 14. 15・2 / 2. 3

司法面接法研修会 第2クール 道児相9名、札幌

児相2名、奈良1名、大阪1名、静岡1名の計14名の児童相談所の虐待専掌の先生方が参加されました。オブザーバーとしてJSTの同じ研究開発領域の他のプロジェクトから3名の方々が参加下さいました。また、プロジェクトメンバーの杉村先生 (福岡教育大) も参加されました。

12 / 20. 21

JST「犯罪からの子どもの安全」領域 若手会

独立行政法人科学技術振興機構 (JST) が主催する、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の若手合宿に本プロジェクトの室員も参加しました。領域合宿とはまた違った形で、プロジェクトのテーマに限定せずに、各自の専門領域について話を聞くことができました。

1 / 18. 19

北海道中央児童相談所 研修

北海道中央児相において、児童養護施設心理士の職員を対象とした研修会が行われました。研修の2日目に司法面接法に関する講義が行われ、本プロジェクトの室員も参加しお手伝いさせていただきました。

1 / 19-21

被害確認面接実務トレーニング in 関西

日本子ども家庭総合研究所と共に、「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング」を、児童相談所や家庭センター職員の方々32名を対象に3日間で行いました。山本恒雄先生、丸山恭子先生、仲と講師を3人体制にし、ロールプレイや面接の振り返りに関して3種類のスーパーバイズが受けられるような内容になりました。

1 / 25-29

サンディエゴ国際会議「性虐待の取り調べ」研修

第24回子ども・家族虐待に関するサンディエゴ国際会議で行われた、36時間の「性虐待の取り調べ」研修に本プロジェクトの室員も参加しました。この研修は、米国司法省の未成年侵犯防止局により提供されたプログラムで、アメリカの性犯罪や児童虐待での警察の捜査、取り調べの現状を学ぶことができました。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

私と司法面接

北海道北見児童相談所 小山 和利

虐待相談の増加に伴う児童相談所の窮状は既に周知の通りですが、職員は思うように増えず、専門性を高めるための研修も十分ではありません。そんな中で司法面接との出会いは、児童相談所の職員としての必須のスキルとなる明確な方法論を知る機会でした。

司法面接は、私的な勉強会での幸運な出会いから始まります。発達障害の子どもにかかわる多職種の人達が集う勉強会での仲先生の講義でした。その後の懇親会で親しくお話できる幸運に恵まれ、更に気さくな人柄に甘え、隣席にいた上宮さん（現在司法面接支援室メンバー：当時は博士課程学生）に児童相談所での実習をお誘いまでしてしまいました。その数か月後に、本当に仲先生に伴われて上宮さんが中央児童相談所での実習を希望して訪れていただいたことも、児童相談所にとって大きな転機だったと思います。

大場所長を始めとした管理職からも、上宮さんの長期実習や研究に理解と協力を得ることができました。その後、松田さん（司法面接支援室メンバー）も一時保護所での虐待対応協力員として働いてもらい、司法面接のスタッフが日常的に児童相談所に入出入りすることになったことが、仲教授が児童相談所に興味を持っていただくことにつながったとすれば幸いです。

仲教授を中心に凝集力のある司法面接プロジェクトチームの魅力は尽くせません。仲教授の謙虚な姿勢は、スタッフ全体に浸透しており、現場と大学との連携を邪魔しがちな感情的なレベルの隔たりを全く感じさせません。現場の職員にありがちな煙たさや鬱陶しさに、怯むことなく協力を惜しまな



い仲教授の器の大きさに敬意を払わざるを得ません。現在も進行している虐待の事実確認の成否が、その後の子どもの一生を左右しかねない手続きであることの再認識が必要です。児童相談所の機能強化は児童相談所だけでは無理です。この関係が児童相談所にとって理想の形態と言えます。卑賤なことで恥ずかしいのですが、大学の研究や研修のための設備や資金の面では現場では想像もできない潤沢さでした。これを知ってしまうと、この関係を簡単に手放すことが出来ません。子どもの発達の事実を引き出すための親への面接技法の開発構想等、勝手に膨らませてしまいます。

児童相談所から大学への見返りは少ないとは思いますが、このプロジェクトを通じて、新たな研修テーマの発見や研究のモチベーションの向上につながる機会を与えているとしたら望外の幸せです。

大学と児童相談所の関係が、今後も更に発展していくことを願って止みません。

APSAAC 日記



3. 言語通訳者（インタープリター）を用いた面接

研修 2 日目の午後には、「言語通訳者（インタープリター）を用いた子どもの面接」についての講義がありました。日本ではあまり聞いたことがありませんでしたが、これも様々な国から来た人たちが住むアメリカならではのなと思いました。お話しをしてくださった講師の方は、司法面接の知識を持った言語通訳者の方でした。通訳者をたてる場合には、決まりごとや注意しなければならない点が多くあります。

【通訳者が注意すること】

- ① 感情を示してはいけません。
- ② 質問を繰り返してはいけません（実際に面接者が質問を繰り返した時にだけ繰り返す）。
- ③ 子どもをコーチしたり、「ほら、答えて」など子どもを勝手に励ましてはいけません。子どもにアドバイスをしてはいけません。
- ④ 勝手に質問の意味を解釈して、その解釈を伝えてはいけません。子どもの発言を訳す場合も、そのままの言葉を通訳する（例：「彼が私の貝（性器）を触った」では、「貝」を勝手に「性器」と通訳しない。）。
- ⑤ 面接者が話した内容のことしか話してはいけません（付け加えてはいけません）。
- ⑥ 面接者が間違ったことを言ったと思っても、その通り通訳する。
- ⑦ 「彼が言った」「彼女が言った」ではなく、「私が言った」と通訳する。
- ⑧ 例えば、スペイン語の単語が英語にない場合。「子どもにその単語について説明させてよいですか？」と面接官に確認し、子どもに説明させて、その説明した内容を通訳する。
- ⑨ 通訳者にも守秘義務がある。

【面接者が注意すること】

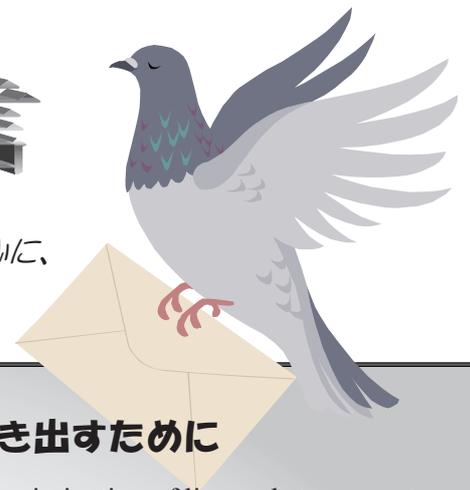
- ① 通訳者を見てはいけません。子どもに向かって話し、子どもへの注意を示す（通訳をしている最中に、子どもが体を使って場所を示していたりする可能性がある）。
- ② 面接を始める前に通訳者が、面接の目的、面接の中で用

いる語彙などを理解しているかを確認する（面接の目的が伝わっていない場合、通訳者が面接の途中で感情的になり泣き出してしまうケースなどもあり、その場合、子どもへの誘導となってしまう可能性がある）。

- ③ 被面接者がバイリンガルの場合、どちらの言語で面接する方がよいか、子どもに確認する。
- ④ 文化差などの問題がある場合は、通訳者に指摘してもらおう。しかし、どのように通訳するかを一度英語で説明してもらってから、その通りに通訳してもらおう。通訳者が勝手に解釈して、意識してはいけません。
- ⑤ 質問の形式も、オープンで質問するように通訳者に説明する。面接者の質問に近い状態で質問してもらおう。
- ⑥ 文化のコミュニティが小さい場合、その地域で通訳者が被面接者や加害者（もしくは被害者）の知り合いである可能性も高い。そのことについて、事前に確認する。
- ⑦ 面接時間は倍になると考えておく。
- ⑧ 自分が部屋を出るときには、通訳者も連れて出る（面接者の不在の間に通訳者が子どもに何か言ってしまう可能性もある。また、通訳者が VTR の証拠の信頼性の問題で巻き込まれることを防ぐ、通訳者を守る意味でも）。
- ⑨ 面接者と被面接者が向かい合う状態で、通訳者は被面接者の後ろに座る（面接者と被面接者が向かい合い、ボディランゲージを見逃さないでよい）。
- ⑩ 通訳者と面接者のやり取りも、被面接者に説明するように頼む（被面接者がちゃんと状況を理解できているようにする）。
- ⑪ あなたが面接者であって、通訳者が面接をしているわけではない。通訳者を選ぶことも面接者の仕事。通訳者が適切ではないと判断した場合は、思い切って通訳者を解雇する。

通訳者をお願いする場合、面接者は通訳者に面接法の手続き、質問の仕方を説明できなければなりません。単に技術として面接法を身につけるだけではなく、他の人に説明できる知識として持っている必要があるのだと改めて思いました。
(室員 上宮 愛)

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

「思い出し方」の練習： 幼児からより正確な情報を聴き出すために

Karen L. Thierry, (2009) Practice retrieving source enhances young children's discrimination of live and story events. Journal of Applied Developmental Psychology, Volume 30, Issue 4, Pages 552-562

ある事柄についてよく知っているが、それをどこで知ったのかは思い出せない、ということがある（例えば、新聞を読んでそれを知ったのか、それとも誰かが話しているのを聞いて知ったのか）。記憶の出所のことをソースと呼び、ソースが何であるか考えることをソースモニタリングという。

ソースモニタリングの性質を明らかにすることは、面接法研究における重要な課題の一つである。例えば、これまでの研究では、子どもは大人に比べて、ソースモニタリングを失敗しやすい（どこで見聞きした情報なのか分からなくなってしまいやすい）ことが指摘されている。とりわけ3-4歳児にとって、ある程度の遅延の後で正しくソースモニタリングをすることは難しい。

子どもに正確なソースモニタリングを求めるにはどうすればよいのだろうか。本稿では、子どもにソースモニタリングの練習をさせることで、ソースモニタリングの正確さが高まることを示した研究報告を紹介する。

方法

【参加者と実験計画】

3-4歳児と5-6歳児、合わせて93人が参加した。年齢群ごとに、およそ半数ずつを、実験条件または統制条件に振り分けた。

【手続き】

参加者は、ある出来事（ミセス・サイエンスによる科学実験）を実演と物語の両方で体験した。実演課題では、実験者（ミセス・サイエンス）が参加者の前で実際に科学実験を行って見せた。物語課題では、別の実験者が、実演課題と類似の内容が書かれた本を参加者に読み聞かせた。本の各ページには、テキストと一緒に、ミセス・サイエンスが実験をしている様子が写真で載せられた。

その後、3分間の遅延をはさみ、さらに別の実験者が次の操作を行った。すなわち、実験条件では、後述のソースモニタリングテストとは関係の無い事柄を対象に、ソースモニタリングの練習を行った（例えば“ミセス・サイエンスが白衣を着ていたのは、実演課題のときでしたか？ それとも物語課題のときでしたか？”と尋ねた）。一方、統制条件では、ソースモニタリングの練習は行わなかった。最後に、ソースモニタリングテストを行った。参加者は、ある事柄（例えば、“ミセス・サイエンスは、カップの水に針を落としましたか？”）が実演課題または物語課題で実際に起こった出来事か、実際には起こらなかった出来事かについて、判断した。“実際に起こった出来事”と回答した場合には、参加者はソースの判断を行った（そ

れは実演課題で起こったのか、物語課題で起こったのか、判断した）。

結果と考察

“実際に起こった出来事”と判断した回答のうち、ソースの判断が正しかった回答の割合を求めることで、ソースモニタリングの正答率を算出した。その結果、ソースモニタリングの練習を行った実験条件の平均正答率（84%）は、練習をしなかった統制条件の平均正答率（74%）よりも有意に高かった。この効果は、とりわけ3-4歳児で顕著に見られた。物語課題に対する3-4歳児の平均正答率は、統制条件ではチャンスレベル（53%）であったのに対し、実験条件ではチャンスレベルよりも有意に高かった（74%）。

以上の結果は、司法面接のあり方に対して重要な示唆を呈する。例えば、事件の被害者や目撃者は、本当に起こったことだけを、面接者に伝えなければならない。このとき、本当に起こったことを、家族や友達によって示唆された情報と区別できるということが重要である。また、面接は、繰り返し行われることが少なくない。仮に前の面接が事件内容に関する示唆を含むものであったとすれば、その後の面接では、本当に起こったことを、前の面接で得られた情報と区別して捉える必要がある。こうした観点から、本研究の知見は面接場面において援用可能であるかもしれない。しかしながら、現実の面接場面とは異なり、本研究では子どもが出来事を体験したすぐ後でソースモニタリングの練習を行った。今後は、出来事の体験から期間をあけて練習した場合の効果についても検討していく必要があるだろう。

論文紹介者

石崎 千景（いしざき ちかげ）

2006年3月 北海道大学大学院文学研究科博士後期課程修了
現在 北海道大学大学院文学研究科学術研究員